

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、山地災害危険地区における、降雨等により発生した荒廃山地等で次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所につき、災害の再発防止及び林地の保全上必要な施設の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と平行して緊急に復旧・整備する、市町村が実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（本工事費に限る。以下「事業費」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業の要件)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 降雨等により発生し、又は拡大した林地の崩壊で、これを放置すると5戸以上の人家、公共施設等に被害を与えるおそれがあると認められるものに係る災害の再発防止及び林地保全上必要な施設の新設に係る事業のうち、1箇所の事業費が200万円以上となること。
- (2) 市町村において、当該年の1月1日から12月31日までの間に係る事業費が400万円を超えること。

(適用除外)

第4条 補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象とはならないものとする。

- (1) 林地崩壊防止事業が行われることが確実であると認められるもの
- (2) 鉱石又は土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づく災害で、その原因が明らかであるもの
- (3) 工事内容が崩壊土砂の排除のみであるもの
- (4) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいと認められるもの

(補助率)

第5条 補助事業に係る補助率は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画概要書)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、別記第1号様式による事業計画概要書を所轄の林業事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事業計画概要書を受理したときは、その内容を審査し、その事業を適当であると認めたときは、その当該市町村に補助事業の額を通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする市町村は、別記第2号様式による補助金交付申請書を所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 前条の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでないこと。
- (7) 補助事業によって新設した施設に関して管理規程を定めて維持管理しなければならないこと。
- (8) 補助事業の内容を別記第3号様式による災害関連山地災害危険地区対策施設台帳に記載し、管理しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の着手届)

第9条 市町村は、補助事業に着手したときは、別記第4号様式による着手届を所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助事業を変更し、又は廃止しようとする場合は、事前に、別記第5号様式による補助金変更（廃止）承認申請書を所轄の林業事務所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容又は経費の配分の変更については、所轄の林業事務所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項本文の規定により知事の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の廃止
- (2) 補助事業施行箇所の変更
- (3) 補助金額の増額及び減額

(一時中止及び再着手又は工期の延長)

第11条 市町村は、補助事業を一時中止する場合は別記第6号様式により、補助事業に再着手した場合は

別記第7号様式により、工期を延長した場合は別記第8号様式により、それぞれ遅滞なく所轄の林業事務所長に届け出なければならない。

(概算払)

第12条 規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を受けようとする市町村は、別記第9号様式による概算払請求書を所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第10号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

2 市町村は、第7条又は第10条第1項の規定により申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、該当補助金に係る消費税仕入控除税額等明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 市町村は、第7条又は第10条第1項の規定により申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に消費税の申告により該当補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（第8条第6号の規定により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を速やかに別記第11号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第14条 不測の事由により補助事業の年度内の完成が見込めなくなったときは、別記第12号様式の繰越承認申請書を所轄の林業事務所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第15条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第16条 補助事業又は補助金の交付の決定通知を受けた市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。

3 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度事業から適用する。

2 この要綱は、平成22年11月9日から施行し、平成22年度事業から適用する。

3 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

4 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

5 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

別表（第5条関係）

区分		補助率
人家半壊以上の被害発生箇所 で 公共施設に関連する箇所	A	67.5／100 以内
人家半壊以上の被害発生箇所 または 公共施設に関連する箇所	B	65.0／100 以内
上記以外の箇所	C	60.0／100 以内

注 人家半壊以上の被害とは、損壊部分はその人家の延べ面積の20パーセント以上のもの又は人家の主要構造物の被害額がその人家の時価の20パーセント以上のものをいう。

別表（第8条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業計画概要書

令和 年 月 日発生の 災害に係る災害関連山地災害危険地区対策事業計画概要書について別紙
関係書類を添えて提出します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 事業計画総括表 | 別紙1のとおり |
| 2 事業計画書 | 別紙2のとおり |
| 3 位 置 図 | 別紙のとおり |
| 4 設 計 書 | 別冊のとおり |
| 5 崩壊状況写真 | 別紙のとおり |

災害関連山地災害危険地区対策事業計画総括表

市町村名

災害名

年 月 日～ 月 日

計画 番号	区 分	位 置			事業計画	補助基本額		保 全 対 象				備考
		郡(市)	町(村)	大字(字)	申請額 千円	受益者負 担率区分	金 額 千円	公共施設等		人家	うち人家 半壊以上 の戸数	
								区分	数量	戸数		
	計											
	A											
	B											
	C											

(注) 1 区分欄は、受益者負担率ごとにA・B・Cの記号を付して額を記入するものとし、受益者負担率ごとにA・B・Cの区分は次のとおりとする。

(1) Aは、人家半壊以上の被害発生箇所

(2) Bは、人家半壊以上の被害発生箇所又は公共施設に関連する箇所

(3) Cは、上記以外の箇所

令和 年度 災害関連緊急山地災害危険地区対策事業箇所別計画表

市町村名

計画番号				流域名				災害発生年月日		協議結果				
位 置														
総 事 業 計 画			当 年 度 事 業 計 画				協 議 ・ 決 定			人家（人命）				
工種・種別	数 量	金 額	工種・種別	数 量	単 価	金 額	工種・種別	数 量	金 額	等の被害報告				
		千円			円	千円			千円	保 全 対 象		主 要 事 項		
										人 家	戸	災害内容		
										鉄 道	m	保安林種及び指定		
										国・県道	m	地すべり区域指定年		
										市町村道	m	山地災害危険地区		
										林 道	m	都市及び集落		
										公共建物		特殊立法区分		
										その他		地 質		
										人 家 の 内 訳	世帯数		成 因	
											工場等の建物	従業員数	山腹又は溪床勾 配	%
工 事 費												棟数	荒廃溪流長	m
											作業場その他			ha
事 業 費														ha
										関連する他事業名				

第 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金交付申請書

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により令和 年度高知県災害関連
山地災害危険地区対策事業費補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的
2. 補助事業の内容および経費の配分 別紙1のとおり
3. 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日
4. 収 支 予 算 別紙2のとおり
5. 実 施 設 計 書 別冊のとおり

別紙1

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業の内容及び経費の配分

[illegible]

収 支 予 算 書

(1) 収 入

区 分	予 算 額				備 考
	県 補助金	市町村 負担金	受益者 負担金	計	
工事費					
合計					

(2) 支 出

区 分		予 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等		
	計		
合計			

第3号様式（第8条関係）

災 害 関 連 緊 急 山 地 災 害 危 険 地 区 対 策 施 設 台 帳					索引番号		
事 業 名		災 害 関 連 緊 急 山 地 災 害 危 険 地 区 対 策 事 業			工事番号		
施 行 地	流 域 名		川 支流 川				
	施 行 地		郡 市 町 村 字 外 筆				
	森林所有者		保安林種及び編入年月日			年 月 日	
施行面積		ヘクタール			完成金額		
現場担当者					検査職員		
災害発生年月日		令和 年 月 日～ 日			請負委託 人		
施行年度					備考		
工種	数量	単位	単価	金額	構造		

第 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業着手届

上記の事業（第 号）は令和 年 月 日から着手しました。

なお、この事業は^{委託}請負に付しましたので、別紙のとおり^{委託}請負契約書の写しを添付します。

第 号
年 月 日

高知県知事 様
(林業事務所長 様)

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由 別紙のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
(今回増減額 金 円)
- 3 変更計画書 別紙1のとおり
- 4 収支予算書 別紙2のとおり
- 5 変更後の事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(注)「関係書類」は補助金の交付が決定されたときの事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照したものとします。

別紙1

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業の内容及び経費の配分

[illegible]

収 支 予 算 書

(1) 収 入

区 分	予 算 額				備 考
	県 補助金	市町村 負担金	受益者 負担金	計	
工事費					
合計					

(2) 支 出

区 分		予 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等		
	計		
合計			

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業一時中止届

事業（第 号）は、下記理由により令和 年 月 日から中止原因が解消されるまで一時中止します。

記

理 由

（注）関係書類の写しを添付してください。

第 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業再着手届

事業（第 号）は、下記理由により令和 年 月 日から再着手しました。

（注）関係書類の写しを添付してください。

第 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業期間延長届

事業（第 号）は、下記理由により事業期間を令和 年 月 日まで延長しました。

記

理 由

（注）関係書類の写しを添付してください。

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更決定）
通知がありました事業について、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第12条の規定
により、下記により補助金 円を概算交付されたく請求します。

記

内 訳

区分	事業費	補助率 %	決定された補 助金の額 A円	前回までに受領 した補助金の額 B円	今回の補助金 請求額 C円	A-(B+C)	備考
計							

(注)「区分」欄は、補助率区分のA、B又はCを記入してください。

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更決定）
通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱
第13条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- | | |
|-----------|----------|
| 1 事業実績報告書 | 別紙1のとおり |
| 2 収支精算書 | 別紙2のとおり |
| 3 事業完了年月日 | 令和 年 月 日 |

（注）

関係書類の写しを添付してください。

- ・ 当該事業に関する各種契約書の写し（提出済のものは除きます。）
- ・ 当該事業の完成写真及び検査調書又はそれに準ずるものの写し

別紙1

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業の内容及び経費の配分

[illegible]

別紙2

1 歳 入

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
県補助金					
市町村負担金					
受益者負担金					
合計					

2 歳 出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費					
附帯工事費					
合計					

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました
補助金について、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、下
記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第 1 2 条の規定による補助金額の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定額)	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注)
関係内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

番 号
年 月 日

高知県知事 様
(林業事務所長 様)

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金繰越申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更決定）
通知がありました事業について、下記理由により事業の繰越を承認されたく、高知県災害関連山地災害危険地区
対策事業費補助金交付要綱第14条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額
- 2 補 助 金 額
- 3 平成 年度事業繰越計画書 別紙1のとおり
- 4 繰 越 収 支 予 算 書 別紙2のとおり
- 5 繰 越 理 由 別紙のとおり
- 6 繰 越 事 業 完 了 年 月 日 令和 年 月 日

(注)
関係書類の写しを添付してください。

別紙1

令和 年 度 高知県災害関連山地災害危険地区対策事業繰越計画書

区 分		内 容		
番 号				
施 工 箇 所		郡 町 大字 字 (市) (村)		
人家等の被害状況別				
直 営 請 負 別				
施 工 期 間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
		全 体	年 度 内	繰 越
事 業 費		円	円	円
工 事 費	本 工 事 費			

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業繰越収支予算書

(1)収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額				年 度 内				繰 越			
	県補助金	市町村負担金	受益者負担金	計	県補助金	市町村負担金	受益者負担金	計	県補助金	市町村負担金	受益者負担金	計
工 事 費												
事 務 雑 費												
合 計												

(2)支 出

区 分		予算額	年度内	繰 越
工 事 費	本工事費等			
	計			
合 計				